

●申告区分チェックシート（申告が必要か確認してみましょう）

スタート

平成26年1月1日現在、安曇野市に住んでいましたか？

はい

いいえ

安曇野市への申告は必要ありません。平成26年1月1日現在、住んでいた市区町村へご確認ください。

平成25年中にどんな収入がありましたか？

収入なし

主に年金収入

主に給与収入

農業・営業・不動産・雑所得などがある

非課税収入のみ
(遺族年金、障害年金、失業給付金など)

②へ

④へ

③へ

②へ

②へ

①へ

③へ

②へ

①へ

②へ

③へ

⑤へ

判定結果

申告区分

①

②

③

④

⑤

※この表は、簡易に判断する例です。不明な点はお問い合わせください。

別居家族の税法上の扶養になっている。

税法上の扶養になっていない。

同居家族の税法上の扶養になっている。

年金収入が400万円を超える。

年金収入以外の所得が20万円を超える。

年金収入金額が400万円以下で、他の所得が20万円以下である。

年金収入のみで、148万円（65歳未満は98万円）を超える。

年金収入のみで、148万円（65歳未満は98万円）以下である。

年末調整の内容に変更がある。

年末調整をした給与以外の給与収入が20万円を超える。

年末調整をしていない。

給与収入が2,000万円を超える。

給与所得以外の所得が20万円を超える。

給与所得以外の所得が20万円以下である。

1カ所からの給与収入のみで、年末調整時の内容に変更がない。

給与収入のみで93万円以下である。

所得金額より控除額が多い。

所得金額より控除額が少ない。

非課税収入のみ
(遺族年金、障害年金、失業給付金など)

●注意事項（申告時の持ち物など）

対象項目	持ち物・必要書類
申告者全員	申告書、印鑑、振込先口座の分かるもの
給与・年金所得者	源泉徴収票（コピー不可）
事業（農業、営業、不動産）所得者	収支内訳書（記入済みのもの）
一時所得者・雑所得者	収入および経費が分かる書類
社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書など
医療費控除	医療費の明細書、領収書、おむつ使用証明書（領収書はコピー不可）
生命保険料控除	支払保険料の証明書
地震保険料控除（旧長期損害含む）	身体障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書など
障害者控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高証明書
住宅借入金等特別控除	寄附金の受領書など
寄附金控除	

- ①申告書などの用紙の入手先・提出先
- 用紙は、各総合支所地域支援課窓口に備え付けてあります。また、作成した申告書は、申告会場、各総合支所地域支援課に設置した投函箱（オレンジ色の箱）に入れて提出できます。
- ②事前に書類を作成して、ご持参ください
- 医療費控除は「医療費の明細書」、事業所得（農業、営業、不動産など）は「収支内訳書」
- ③持ち物、必要書類は、コピーではなく原本をご持参ください
- ④次の場合は、松本税務署（☎32・2790）へご相談ください
- 青色申告 ○投資関連所得 ○住宅借入金等特別控除の初年度 ○損失申告 ○株式や土地の譲渡所得 ○山林所得・退職所得 ○損益通算

税の申告は3月17日（月）まで

申告は正しく、お早めに！

平成25年中の所得などにかかわる市県民税・所得税の申告相談会を行います。申告期間終了間近になると相談会場が大変混雑しますので、早めにお出掛けください。

☎豊科総合支所内市民税課（☎72・3111（代）☎72・8340）

●申告相談の日程・会場

《受付時間》【午前の部】午前8時30分～11時（開場午前8時15分）【午後の部】午後1時～4時

日程		会場および地区割（地区割は目安であり、どの会場でも申告相談ができます。）				
		豊科ふれあいホール	穂高総合支所大会議室	三郷総合支所3階講堂	堀金総合支所別館大会議室	明科公民館2階会議室
申告期間前	2月3日（月）～7日（金）	—	—	市内全域	—	市内全域
	10日（月）	—	—		—	—
	12日（水）～13日（木）	—	—		市内全域	—
申告期間	14日（金）	—	—	—	—	—
	2月17日（月）	豊科南穂高 豊科高家	穂高有明 穂高牧 穂高北穂高	—	—	—
	18日（火）			—	—	—
	19日（水）			—	—	—
	20日（木）			三郷小倉	—	—
	21日（金）			三郷温	—	—
	24日（月）				—	—
	25日（火）			三郷明盛	—	—
	26日（水）				—	—
	27日（木）	豊科・豊科田沢 ・豊科光	穂高 穂高柏原	—	—	明科光・明科七貴 明科南陸郷
	28日（金）			—	—	—
	3月2日（日）	休日相談会 （市内全域）	—	—	—	—
	3日（月）	豊科 豊科田沢 豊科光	穂高 穂高柏原	—	—	明科中川手 明科東川手
	4日（火）			—	—	—
	5日（水）			—	—	—
	6日（木）			—	堀金三田	—
	7日（金）	市内全域	市内全域	—	堀金烏川	—
	10日（月）			—		—
	11日（火）			—		—
	12日（水）			—		—
	13日（木）			—	—	—
	14日（金）			—	—	—
	17日（月）			—	—	—

- ①期間中は、各総合支所、市民税課窓口では申告相談を行いません。
- ②平日都合が悪い場合は、休日相談会をぜひご利用ください。

●公的年金を受給している場合の申告について

所得税の確定申告が不要な場合（公的年金等収入400万円以下で、それ以外の所得金額20万円以下）でも次の場合、市県民税または所得税の申告が必要になります。また、申告書が送付されなくても申告が必要になる場合がありますのでご注意ください。

①年金収入のほかに収入がある場合（少額であっても市県民税の申告が必要です。）

②確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合

医療費控除など所得税の還付や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など公的年金等の所得を含めた確定申告が必要になります。

③源泉徴収票の記載事項の変更および生命保険料・地震保険料等の控除を追加する場合